

事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書			連 事 年	結 業 度	・ ・ ・		法人名 ()
個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円			総調整前連結税額基準額 $(26) \times \frac{20}{100}$	31	
調整前連結税額の個別帰属額 $(26) \times \frac{(1)}{(23)}$	2				総調整前連結税額基準額の残額 (31)又は(31) - (28)	32	
各連結法人における翌期繰越税額控除限度の計算			前 期		緑可 能 税 額 の 合 計 額 控 除 額	平 平 各連結法人の(53の①)の合計 平 平 各連結法人の(53の②)の合計	33
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	平 平 別表六の二(二十)付表[47の②]) 平 平 別表六の二(二十)付表[48の②])	34
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	連 接 事 業 年 度 控 除 額 合 計	35
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	連 接 事 業 年 度 控 除 額 合 計	36
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	連 接 事 業 年 度 控 除 額 合 計	37
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	当期分の特別控除額の合計額 (35) - (38)	38
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	当期分の特別控除額の合計額 (35) - (38)	39
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	労務費の額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	40
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(20)の合計)	41
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	教育訓練費割合 $\frac{(41)}{(40)}$	42
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	0.25% ≤ (42) の場合	43
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	0.15% ≤ (42) < 0.25% の場合 $(42) - 0.15\% \times 40 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	44
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	教育訓練費に係る税額控除限度額 (41) × (43) 又は (41) × (44)	45
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	総調整前連結税額基準額 $(26) \times \frac{20}{100}$	46
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	差引当期税額基準額残額 (46)、(46) - (28) 又は (46) - (28) - (35)	47
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	当期税額控除可能額 (45)と(47)のうち少ない金額)	48
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「31の②)」	49
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	当期分の特別控除額 (48) - (49)	50
各連結法人の合計			各 連 結 法 人		合 計	法人税額の特別控除額の合計額 (30) + (39) + (50)	51
各連結法人における翌期繰越税額控除限度の計算			各 連 結 法 人	連結事業年度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (52) - (53)
各連結法人における翌期繰越税額控除限度の計算			各 連 結 法 人		52	53	54
各連結法人における翌期繰越税額控除限度の計算			各 連 結 法 人	平 平 平 平	①	円	円
各連結法人における翌期繰越税額控除限度の計算			各 連 結 法 人	平 平 平 平	②		外 円
各連結法人における翌期繰越税額控除限度の計算			各 連 結 法 人	計		(16)	
各連結法人における翌期繰越税額控除限度の計算			各 連 結 法 人	当期分	(4)	(8)	外
各連結法人における翌期繰越税額控除限度の計算			各 連 結 法 人	合 計			

別表六の二(十)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が平成23年12月改正前の措置法(以下「平成23年12月旧措置法」といいます。)第68条の12第2項、第3項又は第5項(『事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除』)の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 事業基盤強化設備を事業の用に供した連結事業年度(供用年度)
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

(3) 事業基盤強化設備を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 「翌期繰越額54」の各欄の外書には、平成23年12月旧措置法第68条の15の3(『法人税の額から控除される特別控除額の特例』)の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(二十)又は別表六の二(二十)付表の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。